

2022年2月25日

各 位

東京都千代田区平河町二丁目5番3号
株式会社ガイアックス
代表執行役社長 上田 祐司
(コード番号: 3775 名証セントレックス)
(連絡先) 執行役管理本部長 野澤 直人
TEL 03 - 5759 - 0300

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部を変更することにつき、2022年3月30日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主総会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第13条（招集権者及び議長）の規定を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則第2条を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。その取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>附則</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。その取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役又は執行役がこれに代わる。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p><u>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 定款第15条(総会参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)は、</p>

	<p><u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>（2）前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>（3）本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

3. 変更の日程

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2022年3月30日（予定） |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2022年3月30日（予定） |

以 上